

令和4年 第7回

甲斐市農業委員会議事録

令和4年7月26日

1 日 時 令和4年7月26日(火) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第13号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件  
報告第14号 農地法第18条第6項規定による届出の件  
議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請の件  
議案第25号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件  
議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件  
議案第27号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件

4 欠席委員 19番 神澤 安行 委員

5 議事録署名委員 14番 猪股義雄 委員、15番 山田一廣 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 尚

農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之

7 閉 会： 午後3時50分

【事務局長】 それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。  
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは令和4年第7回の農業委員会総会を開催致します。  
はじめに山本副会長より開会のことばをお願い致します。

【山本副会長】 (あいさつ)

【事務局長】 ありがとうございます。  
続きまして、小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしくお願ひします。

【議長（会長）】 (あいさつ)

それではこれより審議に入りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日の出席委員は19人です。定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

---

(日程第1 議事録  
署名委員の指名)

【議長】 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、14番猪股委員と15番山田委員を指名致します。

---

(日程第2 会期  
の決定)

【議長】 日程第2、会期の決定を致します。  
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議ありませんので、本日1日と決定致します。

(日程第3議事)  
(報告第13号)

【議長】

それでは議事に移ります。

報告第13号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号26番から32番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料の1ページをお願い致します。

農地法施行令第10条第1項の規定により農地転用届出がありました。甲斐市農業委員会事務専決規定第3条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号26番、地図公図は1ページ、2ページになります。

●●番地、面積316㎡を●●の●●さんから●●の●●さんと●●さんに所有権移転により個人住宅にする届出が出ています。

続きまして

番号27番、地図公図は3ページ、4ページになります。

●●番地ほか1筆、合計面積671㎡を●●の●●さんから●●の●●に所有権移転により宅地分譲にするための届出が出ています。

続きまして

番号28番、地図公図は5ページ、6ページになります。

●●番地ほか2筆、合計面積3824㎡を●●の●●さんから●●の●●に所有権移転により宅地分譲にするための届出が出ています。番号27番と28番合せて16区画の分譲となります。

続きまして、資料2ページをお願い致します。

番号29番、地図公図は7ページ、8ページになります。

●●番地、面積2.95㎡を●●の●●さんから●●の●●に所有権移転により公衆用道路にするための届出が出ています。

続きまして

番号 30 番、地図公図は 9 ページ、10 ページになります。

●●番地、面積 271 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●さんに、所有権移転により個人住宅にするための届出が出ています。

続きまして

番号 31 番、地図公図は 11 ページ、12 ページになります。

●●番地、面積 627 m<sup>2</sup>を●●の●●さんが、●●の●●に、所有権移転により宅地分譲 3 区画にするための届出が出ています。

続きまして、資料 3 ページをお願いします。

番号 32 番、地図公図は 13 ページ、14 ページになります。

●●番地、面積 464 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●に、所有権移転により宅地分譲 2 区画にするための届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議案に移ります。

(報告第 14 号)

【議長】

報告第 14 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出の件を上程致します。

事務局に番号 7 から 8 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長。

資料 4 ページをお願いします。

農地法第 18 条は耕作権等の解約になります。

番号 7 番と 8 番は中間管理事業の関連案件です。

地図公図は 15 ページ、16 ページになります。

番号 7 番、●●番地ほか 4 筆、合計面積 3,059 m<sup>2</sup>、貸人が●●、借人が●●の●●さん、解約届出日が令和 4 年 7 月 8 日です。

番号 8 番、●●番地ほか 4 筆、合計面積 3,059 m<sup>2</sup>、貸人が●●の●●

さん、借人が●●、解約届出日が令和4年7月8日です。

平成31年1月1日から10年間、●●さんと、●●で利用権の設定を行い、●●から●●さんが配分を受けていましたが、合意解約をしたものです。

説明は以上です

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第24号)

【議長】

議案第24号、農地法第3条の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に、番号16番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料5ページをお願いします。

番号16番、地図公図は17ページ、18ページになります。

●●番地、面積79㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大の許可申請が提出されました。●●さんの現在の経営面積は3,279㎡。野菜の栽培を予定しています。所有している機械はトラクター、ハーベスター、コンバイン、田植機を所有。

写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に、現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】

●●です。

19日に現地調査を行いました。

細長く使いにくい土地で、ご主人さんが亡くなられて管理ができないということで、隣接の方にお問い合わせをしておいて買ったということで、なんら問題は無いと思いますのでご審議をお願いします。

【議長】

次に、●●推進委員に意見を求めます。

- 【●●推進委員】 19日に現地調査をいたしまして、問題は無いと思われまますのでご審議をお願いします。
- 【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。
- 質問がないようでございます。
- 番号16番を許可とすることにご異議ございませんか。
- (異議なしの声)
- 異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。
- 続きまして、事務局に番号17番の説明を求めます。
- 【事務局】 はい、議長
- 番号17番、地図公図は19ページから25ページになります。
- 番地ほか7筆、合計面積7,102㎡を●●の●●さんから●●の●●に無償移転による経営地拡大の許可申請が提出されました。譲渡人の●●さんが代表する法人への所有権移転になります。昨年9月に設立した法人で農地所有適格法人の要件は満たしております。申請地で引続きブドウの栽培と新規で榊の栽培を予定しております。所有する機械はSS、乗用草刈機を所有しています。
- 写真は●●番地は西側と南側から、●●番地は南東側と東側から、●●番地は北東側と南東側から、●●番地は東側から、●●番地は南西側と南東側から、●●番地は北側と西側から撮影したものです。
- 説明は以上です。
- 事務局の説明は以上です。
- 【議長】 次に、現地調査の報告を●●委員をお願いします。
- 【●●委員】 ●●です。
- 19日に現地を見てきました。
- 個人所有の農地を所有会社名義に変えるとのこと。この方はいろいろあるようですので、次に申請があるときには今後注視していかなければならないと思います。今回については問題ないと思います。
- 【議長】 次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

先日、確認をいたしました。

この●●さんは、前の研修会の際にお話ししました●●地域の「人・農地プラン」の中心経営体の方です。今回、●●さんがこの●●という会社を立上げるということで、個人所有の一部、私の知る限りではこの地域であと3か所農地を所有していると思います。今回、畑の部分は前々所有者がやっていたブドウが作付けされています。田の3枚は田の経営はしていなくて遊休化してしまっていて、年に1度くらい草を刈っている程度です。

あと、今映っている3枚の田でソーラーシェアをするということですので、その下で榊を栽培するということです。この田んぼともう1か所の畑でソーラーシェアをするということでしたが今回申請はされていません。ここでのソーラーシェアは、いろいろ問題があって立消えになったのですが、今後もソーラーシェアで榊を作るということで、またその話が勃発するのではないかと心配です。今回の申請の部分につきまして書類上は問題はありません。

「人・農地プラン」を進めるにあたって、いろいろな改善をその都度、●●さん、●●さんにもお願いしてやっていきたいと思います。今回のものに関しては問題ないと思います。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号17番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。それでは次の議案に移ります。

(議案第25号)

【議長】

議案第25号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号2番の説明を求めます。

はい、議長

【事務局】

資料6ページをお願いします。

番号2番、地図公図は26ページ、27ページになります。

●●番地ほか1筆、合計面積72.55㎡を●●の●●さんが宅地にするための転用の許可申請が提出されました。

現地は2種農地で、昭和50年頃から申請者の父の土地を申請者が宅



地の一部として利用していたものでありますが、地目が農地のままであることが判明したため、この度、経過理由書を添付の上、申請を行うものです。

写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

●●です。

19日に現地調査を確認いたしました。

この土地につきましては昭和50年頃家が建てられまして、その時点ですでに親から譲受をして造成をして家が建っています。隣が親が耕作していた土地ですので問題なく宅地になっています。その時点で転用の申請をするべきだったと思いますが、手違いがあったようで、今になったということでございます。特に塀でも仕切られていますので問題はないと思います。以上です。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。

先日、私も同席して確認しましたが、申請が遅れたことはまずいことですが宅地として問題なく使用されていますので問題ないと思います。以上です。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号2番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

それでは次の議案に移ります。

(議案第26号)

【議長】

議案第26号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号16番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料7ページをお願いします。

番号16番、地図公図は28ページ、29ページになります。

●●番地、面積649㎡を●●の●●さんが、●●の●●に建売分譲2区画にするための所有権移転の許可申請が提出されました。

申請地は住宅が連坦する区域で東側道路に上下水道も敷設されていることから3種農地と判断することができます。給水につきましては、東側、西側のそれぞれの市道から引き込み、排水については、東側の区画は下水道本管に、西側の区画は隣接の側溝に接続する予定です。

申請書に添付された資金証明、事業計画から問題はないと思われま

す。  
写真は、西側と東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】

はい、●●です。

19日に現地調査をいたしました。

正確に言うと住宅に囲まれてしまった農地というほうが正確かもしれませんが、柿や梅が植えてありますけれども、この状態だと消毒もできないような状況のもとで宅地化になってしまうのかなと思います。上下水道も通っていますし問題はないかと思しますので、よろしくご審議をお願いします。

【議長】

次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、19日に現地調査をした結果、特に問題はないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号16番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号17番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号17番、地図公図は30ページ、31ページになります。

●●番地ほか1筆、合計面積1,008㎡を●●の●●さんが●●の●●に所有権移転により建築条件付き売買予定地4区画にするための許可申請が提出されました。

申請地は住宅が連坦する区域で3種農地と判断できます。建築条件付き売買予定地とは、従来は土地の造成のみを目的とする農地転用許可は認めないこととされていましたが、宅地造成後の土地を売買するにあたり、売主もしくは売主が指定した建築業者と当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負契約が成立することを条件に土地を売買するものです。

申請書に添付された資金証明、事業計画書、隣接耕作者の同意書等からは問題はないと思われま

す。計画は土地の真ん中ほどに東西に開発道路を入れ、1区画は200㎡～220㎡程度を予定しています。排水は合併浄化槽から西側水路への放流となります。

写真は北側と南側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●●委員お願い致します。

【●●委員】

●●です。

19日に現地調査いたしました。

場所は、●●の県道を挟んだ南側で県道に近いところです。周りにはすでに住宅が建てられており、問題は無いと思われま

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

推進委員の●●です。

19日に皆様方と同行して現地調査いたしました。●●委員がおっしゃったように、県道を挟んで●●の南側に位置する所です。

最近、この辺りは住宅が増えていて、今後もこのような事案が増えるような状況です。よろしくお願

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 17 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 18 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号 18 番、地図公図は 32 ページ、33 ページになります。

●●番地、面積 100 m<sup>2</sup>を●●の●●さんから●●の●●さんに、使用貸借による雑種地にするための許可申請が提出されました。

申請地は都市計画区域用途地域内の 3 種農地で、広告看板、自動販売機の設置を予定しています。当該地にはすでに看板と自動販売機が設置されておりますが、平成 30 年に一時転用をした際に恒久転用したものと誤認し、借受人により看板等を設置してしまったものです。

この度、許可を受けていないことが判明したため経過理由書添付のうえ申請を行うものです。

経過理由書の添付、土地利用計画、隣接耕作者の同意書等から問題ないと考えられます。

写真は北東側と東側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を、●●委員お願い致します。

【●●委員】

●●です。

7 月 19 日に現地調査を行いました。この、●●さんは前回 5 月に●●地番を資材置場と現場事務所にするということで出されていたわけですが、今回、枝番を付けまして雑種地としての申請をしているわけであり、先ほど事務局が言った通り、転用されたものと思いきや看板を立ててしまったということでもあります。改めて申請をするということでもあります。ここは、県道●●線の●●交差点の所で、周りには住宅があり第 3 種農地と判断できるかと思えます。第 3 種農地ということでは問題は無いかと思えますけれども、ご審議のほどよろしくお願ひします。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

19日に確認いたしました。

ここは、5月に資材置き場として申請した土地ですけれども、看板については無断使用ということで、すぐに申請するようにと注意をいたしましたので申請が出てきたものです。問題はないと思いますのでご審議お願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号18番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号19番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料8ページをお願いします。

番号19番、地図公図は34ページ、35ページになります。

●●番地ほか1筆、合計面積147.17㎡を●●の●●さんが●●の●●に所有権移転による宅地にするための許可申請が提出されました。

申請地は都市計画区域用途地域内の3種農地で、昭和49年頃から譲受人の宅地の一部として利用していたものでありますが、譲渡人が所有地の確認をしたところ、地目が農地のままで所有権移転もされていないことが判明したため、この度、経過理由書を添付の上、申請を行うものです。

写真は、●●番地は西側からと●●番地も西側から撮影したものです。説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に、現地調査の報告を●●委員お願い致します。

【●●委員】

はい、●●です。

7月19日に同じく現地調査をいたしました。

●●さんと●●さんは兄弟というこでありまして昭和 49 年に家建てた時に農地のままで庭としてしまったということで、今回そのことが分かり追認申請ということです。●●は入口として、●●は庭として使用していたということです。今回、改めて申請というなかでやりたいということですので、ご審議よろしくお願します。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 ●●です。

同じく 19 日に現地調査いたしました。

少し崖地となっていて、隣接の農地との境処理を検討してもらいたいと伝えてもらいたいと思います。ご審議お願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号 19 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

続きまして、事務局に番号 20 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

番号 20 番、地図公図は 36 ページ、37 ページになります。

●●番地、面積 3476 m<sup>2</sup>を●●の●●さんが、●●の●●に所有権移転により雑種地にするための許可申請が提出されました。

申請地は 1 種農地ですが、農地法施行規則第 3 3 条第 1 項第 4 号により周辺地域において居住する者や事業を営む者の業務上必要な施設で、集落に接続している場合は不許可の例外となります。

申請者は業務量が増大したため現施設では手狭になり、車両と資材の置場として利用予定です。擁壁を入れ地盤を隣接道路と同じ高さまで盛土を行い、碎石舗装のため雨水は自然浸透の予定です。

申請書に添付された土地選定理由書、事業計画書、面積検討書、隣接耕作者の同意書から問題はないと思われます。

写真は、西側と東側から撮影したものです。説明は以上です。

事務局の説明は以上です。

【議長】 次に現地調査の報告ですが、私の担当地区になりますので報告します。

この土地は●●線、●●の前の通りを下って行って●●の入口のところの手前の土地です。この一帯は圃場整備された所で、第1種農地だが事務局から問題ないと聞いています。ここは昭和と竜王の境で、写真の堰を境にして竜王になっています。西側は県道を挟んで住宅が連坦している所ですので問題は無いかと思います。

次に、●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、●●です。

19日に調査を行いました。

会長からも説明があった通り、県道に面しており申請者も●●の会社ということです。県道沿いですので開発がだんだん行われると思いますので問題ないと思います。よろしくご審議ください。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

【●●委員】 ●●です。

今の説明で、第1種農地けれども不許可の例外ということで問題は無いということで農地法上は問題は無いと思うんですが、会長の方から圃場整備地というような話がありました。圃場整備は対応年数100年ということで、補助金返還等を含めた対応を教えてください。

【事務局】 はい。圃場整備の補助金返還の関係ですが8年ということで聞いております。

【●●委員】 8年は、間接補助事業の場合はいいのですが、ここは直接補助なので8年未経過は関係ないと思います。

【事務局長】 県の担当者に確認したところ、道水路等の施設はそれぞれの決められた対応年数を経過しなければならないですが、基本的には8年と認識しております。

【●●委員】 多分、8年未経過の話だけでは無いと思うので、また確認をしておいてください。直接受益と間接受益の場合と対応が違うと思うので、圃場整備地の残存の話になると思うので確認をしておいてください。

【事務局長】 また、県の担当者の方に確認したいと思います。

【議長】 その他質問はございませんか。

質問がないようでございます。

番号 20 番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

次の議案に移ります。

(議案第 27 号)

【議長】 議案第 27 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に、利用権設定の番号第 54 番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 9 ページをお願いします。

番号 54 番、地図公図は 38 ページ、39 ページになります。

●●番地ほか 4 筆、合計面積 1235 m<sup>2</sup>を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 3 年間、新規で貸し付ける計画が提出されました。

畑として利用し野菜の栽培を予定しています。小作料は無償です。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、番号 54 番を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

有泉副会長より閉会のことばをお願い致します。

【有泉副会長】 (副会長より閉会のことば)



午後 3 時 50 分閉会